

21－23 年度 年間学習指導計画作成にあたって

はじめに

平成 20 年 6 月 13 日に新しい学習指導要領への移行措置が発表されました。平成 24 年度からの新学習指導要領完全実施に向けて、平成 21、22、23 年度が移行措置の期間となります。

中学校国語科においては、学校の判断で新学習指導要領の規定を先行実施することもできるとされています。

このたび、学習指導計画作成にあたって参考にさせていただけるよう、指導計画案を作成しました。お役に立てば幸いです。

大阪書籍編集部

移行措置に関する告示

文部科学省告示第 99 号（抜粋）

学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 74 条の規定に基づき、平成 21 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までの間における中学校学習指導要領（平成 10 年文部省告示第 176 号）の特例を次のように定め、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

平成 20 年 6 月 13 日

文部科学大臣 渡海紀三朗

2 国語

平成 21 年度から平成 23 年度までの第 1 学年から第 3 学年までの国語の指導に当たっては、現行中学校学習指導要領第 2 章第 1 節の規定にかかわらず、その全部又は一部について新中学校学習指導要領第 2 章第 1 節の規定によることができる。ただし、現行中学校学習指導要領による場合には、平成 23 年度の第 1 学年の国語の指導に当たっては、新中学校学習指導要領第 2 章第 1 節第 2 の〔第 1 学年〕の 2〔伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項〕(1)イ(ア)に規定する事項を加えるものとする。

ご使用にあたって

今回の学習指導要領の改訂で、中学書写においては、

国語科の第 2・3 学年の目標と内容がそれぞれの学年に分けて示されたこと。

第 3 学年で「身の回りの文字に関心をもち、効果的に文字を書くこと」が新設されたこと。

書写の指導時数が、第 1 学年、第 2 学年間で変動したこと。

の 3 つが大きな変更点となっています。

具体的な内容については、言葉の言い回しなどにより現行と異なる表現になっている箇所も見受けられますが、趣旨に大きな変更は見られません。

指導時数については、別表のとおりです。

次の「年間指導計画表」の内容は現行学習指導要領の規定によったものです。今回の移行措置期間における中学校国語科の標準授業時数の増減はありませんが、「配当時数」欄の上段に現行学習指導要領に基づく時数を、下段に新学習指導要領に基づく時数を参考として示しています。

「新学習指導要領との対応および留意事項」の欄には、「〔伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項〕と、書写との関連の深い「書くこと」の指導事項との対応を示し、さらに移行措置のポイントとなる留意事項を付記しました。

別表 中学校国語科の年間標準指導時数

	総授業時数		国語科授業時数		書写	
	現行	新	現行	新	現行	新
第1学年	980	1015	140	140	2/10 程度	20 程度
第2学年	980	1015	105	140	1/10 程度	20 程度
第3学年	980	1015	105	105	1/10 程度	10 程度